



「関連会社の建設業事業を当社に吸収し

たい。近くの司法書士に聞いたら”やった事がないので…”と断られた」と、土木A級の方から相談

がありました。2年前に施行された会社法によ

り企業自衛の手段として、合併や分割、株式交換や移転等の手続きが整備され、特に会社合併については大分県が土木・建築・舗装・電気・管の格付け5業種に対し、100万円を上限に

不況から合併分割の補助 企業を守る合併分割の補助 金活用も

登記や公告の費用の全額を補助する制度を作り奨励しています。今回の相談は会社分割で、合併とは少し異なりますが、補助の対象になる可能性もあります。合併や分割は国が発行する官報への掲載=公告が義務づけられていま

ますが、決算公告は定款で合同新聞に…。

合同は公告料が高く、余分に20~40万円もかかる為、公告は全て官報へ変更し登記し直す事に!!。分割契約書や議事録等の作成を分割期日に

間に合うよう、団扇片手に猛暑の中、頑張っています。



「市の保健医療課から後期高齢者医療保険料の納付書がきたが、4~6月は0円で7月からの徴収になっている。年金からの天引きは4月・6月…と徴収があるのになぜ?」との問い

合わせがありました。天引きは特別徴収とい

いますが、年金の支給月が偶数月で年6回しかありません。そこで、前年所得が確定する夏までの4・6・8月は仮徴収額になっています。天引き以外の方は、納付書で納める普通徴収といいますが、4月から

なぜ違う? ややこしい高令者の 納付の回数医療保険

納めるようにすると年12回になり、特徴の人と不均衡になるので4~6月は徴収しないで回数を減らし、翌年3月も特徴に合わせて徴収せず年8回にした…と市の担当者は説明します。納付書に同

封されたチラシを見ても分かりません。市も即答できない程

ややこしい制度です。分かるのは10月から始まる社保の扶養家族だった人からの徴収が、特例で減額された保険料になっ

ていないかも…という事です!?



当事務所の盆休みは、8/11~15ですが、土曜日曜を併せると8/9(土)~8/17(日)になります。